

「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」（案）
の概要

1. 案の概要

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）は、対外取引が自由に行われることを基本としつつ、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」等には、経済制裁措置等の所要の規制を実施できることとされている。これに基づき我が国では、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等に対する経済制裁措置を実施している。

財務省においては、金融機関等に対し、外為法第68条第1項の規定及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第16条第1項の規定に基づく外国為替検査を実施することにより、外為法令及び犯収法令（以下「外為法令等」という。）により金融機関等に課された諸義務の遵守状況を確認している。

国際社会がテロ等の脅威に直面し、刻々と変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まる中、経済制裁措置の実効性を一層確保するため、令和4年12月に成立した改正外為法（令和6年4月1日施行）により、金融機関等、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき「外国為替取引等取扱業者遵守基準」が新設された。

これを受けて、従来の「外国為替検査ガイドライン」について、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方を示すとともに、外国為替検査を行う検査官の検査指針を示すものとして簡素化・再整理し、別紙2のとおり「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」として公表するもの。

2. 公表日及び適用日

意見募集期間終了後速やかに公表。適用日は令和6年4月1日。

以 上